

名古屋港管理組合公報

平成31年 4月 1日
(月曜日)
第 630 号

目 次	
○非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
○平成29年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領	2
○平成29年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領	3
○平成31年度名古屋港管理組合予算の要領	4
○平成30年度名古屋港管理組合補正予算の要領	11
○港湾施設の変更	13
○港湾施設の使用再開	13
○港湾施設の廃止	13
○平成16年名古屋港管理組合告示第31号の一部改正	14
○利用料金等の承認	14
○臨港緑地の変更	14

規 則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成三十一年四月一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第三号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「報告をさせ」を「報告させ」に改め、同条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。

第四条中「前条の」の下に「規定による」を、「認定し」の下に「当該報告に係る災害が公務又は通勤により生じたものであると認定したときは」を加え、同条に次の一項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務又は通勤により生じたものでないと認定したときは、別に定める様式により、被災職員等に通知しなければならない。

第二十八条の二の次に次の一条を加える。

（審査の申立ての教示）

第二十八条の三 実施機関は、条例又はこの規則に基づき補償に関する通知をするときは、第二十六条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

名古屋港管理組合告示第7号

平成31年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成29年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成31年4月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

平成29年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

	歳 入	
第1款 分担金及び負担金	8,671,227,199円	
第1項 負担金	8,671,227,199円	
第2款 使用料及び手数料	4,685,759,136円	
第1項 使用料	4,685,725,536円	
第2項 手数料	33,600円	
第3款 国庫支出金	898,423,535円	
第1項 国庫負担金	898,423,535円	
第4款 財産収入	5,219,293,755円	
第1項 財産運用収入	4,934,885,236円	
第2項 財産売払収入	284,408,519円	
第5款 寄附金	0円	
第1項 寄附金	0円	
第6款 繰入金	579,342,843円	
第1項 他会計繰入金	579,342,843円	
第7款 繰越金	1,164,974,969円	
第1項 繰越金	1,164,974,969円	
第8款 諸収入	2,506,786,964円	
第1項 延滞金、加算金及び過料	59,012円	
第2項 預金利子	648,028円	
第3項 受託事業収入	668,033,271円	
第4項 貸付金元利収入	1,363,481,596円	
第5項 特定施設整備収入	171,137,938円	
第6項 雑入	303,427,119円	
第9款 組合債	3,533,800,000円	
第1項 組合債	3,533,800,000円	
歳 入 合 計	27,259,608,401円	
		歳 出
第1款 議会費	139,191,684円	
第1項 議会費	139,191,684円	
第2款 総務費	2,995,417,267円	
第1項 総務管理費	2,930,018,886円	
第2項 監査委員費	65,398,381円	
第3款 企画調整費	1,007,806,068円	
第1項 企画調整管理費	783,247,863円	
第2項 調査費	224,558,205円	
第4款 港営費	2,764,162,647円	
第1項 港営管理費	1,263,824,364円	
第2項 運営費	1,500,338,283円	
第5款 建設費	10,543,526,745円	
第1項 建設管理費	1,651,339,073円	
第2項 整備費	8,892,187,672円	
第6款 公債費	8,649,026,228円	
第1項 公債費	8,649,026,228円	
第7款 予備費	0円	
第1項 予備費	0円	
歳 出 合 計	26,099,130,639円	

名古屋港管理組合告示第 8 号

平成31年 3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成29年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成31年 4月 1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

平成29年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

		歳	入		
第1款	水族館振興基金収入		666,338,488円		
第1項	財産収入		97,387円		
第2項	寄附金		102,224円		
第3項	繰越金		5,000円		
第4項	積戻金		547,356,075円		
第5項	繰入金		118,777,802円		
第2款	海事文化振興基金収入		48,443,900円		
第1項	財産収入		33,438円		
第2項	寄附金		0円		
第3項	繰越金		0円		
第4項	積戻金		3,475,440円		
第5項	繰入金		44,935,022円		
第3款	環境振興基金収入		30,018,248円		
第1項	財産収入		21,136円		
第2項	寄附金		1,303,930円		
第3項	繰越金		181,854円		
第4項	積戻金		28,511,328円		
	歳 入	合	計		744,800,636円
		歳	出		
第1款	水族館振興基金		666,278,124円		
第1項	積立金		118,922,049円		
第2項	繰出金		547,356,075円		
第2款	海事文化振興基金		48,443,900円		
第1項	積立金		44,968,460円		
第2項	繰出金		3,475,440円		
第3款	環境振興基金		29,738,318円		
第1項	積立金		1,226,990円		
第2項	繰出金		28,511,328円		
	歳 出	合	計		744,460,342円

名古屋港管理組合告示第9号

平成31年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成31年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。
平成31年4月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

平成31年度名古屋港管理組合一般会計予算

平成31年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,140,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		9,238,973 ^{千円}
	1 負 担 金	9,238,973
2 使 用 料 及 び 手 数 料		4,568,629
	1 使 用 料	4,568,619
	2 手 数 料	10
3 国 庫 支 出 金		1,029,300
	1 国 庫 負 担 金	1,029,300
4 財 産 収 入		5,102,139
	1 財 産 運 用 収 入	4,834,727
	2 財 産 売 払 収 入	267,412
5 寄 附 金		10
	1 寄 附 金	10
6 繰 入 金		216,938
	1 他 会 計 繰 入 金	216,938
7 繰 越 金		400,000
	1 繰 越 金	400,000
8 諸 収 入		5,713,611
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	410
	2 預 金 利 子	644
	3 受 託 事 業 収 入	3,837,200
	4 貸 付 金 元 利 収 入	1,355,589
	5 特 定 施 設 整 備 収 入	246,315
	6 雑 入	273,453
9 組 合 債		9,870,400
	1 組 合 債	9,870,400
歳 入 合 計		36,140,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		172,690 ^{千円}
	1 議 会 費	172,690
2 総 務 費		3,215,681
	1 総 務 管 理 費	3,144,006
	2 監 査 委 員 費	71,675
3 企 画 調 整 費		920,025
	1 企 画 調 整 管 理 費	829,127
	2 調 査 費	90,898
4 港 営 費		2,301,853
	1 港 営 管 理 費	1,329,786
	2 運 営 費	972,067
5 建 設 費		21,420,751
	1 建 設 管 理 費	1,773,989
	2 整 備 費	19,646,762
6 公 債 費		8,079,000
	1 公 債 費	8,079,000
7 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		36,140,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
中川口通船門補修費	平成32年度	千円 66,000
港内橋梁補修費	平成32年度	58,000
ガーデンふ頭文化厚生施設補修費	平成32年度	118,000
新舞子マリンパーク補修費	平成32年度	65,000
大江川地区海岸防災施設整備費	平成32年度	108,000
堀川口防潮水門整備費	平成32年度	223,000
堀川口防潮水門補修費	平成32年度	51,000
中川口ポンプ所補修費	平成32年度	22,000
名古屋四日市国際港湾株式会社の 事業資金借入金に対する損失補償	平成31年度～平成52年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を 回収できないことにより損失を受けたと きは、97,300千円及び利息相当額を限度 として補償する。

第3表 組合債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業	千円 9,092,000	普 通 貸 借 又 債 券 発 行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行 その他の場合には起債年度から据置期間を 含めて30年度間以内に元利均等、元金均等 若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若 しくは2期に分けて償還し、又は満期日に 元金を一括して償還する。ただし、組合財 政その他の都合により据置期間及び償還期 間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借 り換えることができる。
単 独 事 業	291,900			
コンテナ埠頭 整備事業	486,500			
計	9,870,400			

平成31年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

平成31年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ341,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 水族館振興基金収入		千円 160,960
	1 財 産 収 入	111
	2 寄 附 金	10
	3 繰 越 金	10
	4 積 戻 金	98,829
	5 繰 入 金	62,000
2 海事文化振興基金収入		19,670
	1 財 産 収 入	46
	2 寄 附 金	10
	3 繰 越 金	10
	4 積 戻 金	7,604
	5 繰 入 金	12,000
3 環境振興基金収入		160,570
	1 財 産 収 入	25
	2 寄 附 金	20
	3 繰 越 金	20
	4 積 戻 金	110,505
	5 繰 入 金	50,000
歳 入	合 計	341,200

歳 出		項	金 額
款			
1 水族館振興基金			千円 160,960
	1 積立金		62,131
	2 繰出金		98,829
2 海事文化振興基金			19,670
	1 積立金		12,066
	2 繰出金		7,604
3 環境振興基金			160,570
	1 積立金		50,065
	2 繰出金		110,505
歳出合計			341,200

平成31年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施設及び用地	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 36棟	一般使用許可面積	平方メートル 86,111
		専用使用許可面積	平方メートル 34,800
	貯 木 場 8か所	一般使用許可面積	平方メートル 183,300
		専用使用許可面積	平方メートル 995,430
	荷役機械 7基	貸 付 数	基 7
	埠頭用地		平方メートル 2,401,897
	施設の維持補修及び 施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び 上屋等整備工事	千円 3,799,600

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款	施設運営事業収益	4,199,000千円
第1項	営業収益	4,066,735千円
第2項	営業外収益	132,245千円
第3項	特別利益	20千円
	支 出	
第1款	施設運営事業費用	3,494,000千円
第1項	営業費用	2,639,152千円
第2項	営業外費用	186,395千円
第3項	特別損失	658,453千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,283,970千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額95,000千円、減積立金431,346千円、建設改良積立金615,000千円及び過年度分損益勘定留保資金1,132,624千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第1款	資 本 的 収 入		1,631,030千円
第1項	企 業 債		1,631,000千円
第2項	固 定 資 産 売 却 代 金		10千円
第3項	寄 附 金		10千円
第4項	そ の 他 資 本 的 収 入		10千円
		支 出	
第1款	資 本 的 支 出		3,915,000千円
第1項	建 設 改 良 費		3,482,300千円
第2項	固 定 資 産 購 入 費		1,354千円
第3項	企 業 債 償 還 金		431,346千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
維 持 補 修 費	平成32年度	186,700千円
上 屋 整 備 費	平成32年度	141,000千円
埠 頭 用 地 整 備 費	平成32年度	1,912,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	埠頭用地整備事業
限 度 額	1,631,000千円
起債の方法	普通貸借又は債券発行
利 率	8.5%以内
償還の方法	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。 ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	534,514千円
-------	-----------

平成31年度名古屋港管理組合理立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度名古屋港管理組合理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

護岸整備	地盤改良	21,240平方メートル
	築堤	336メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	埋 立 事 業 収 益		397,000千円
第1項	営 業 外 収 益		396,970千円
第2項	特 別 利 益		30千円
		支 出	
第1款	埋 立 事 業 費 用		564,000千円
第1項	営 業 費 用		519,445千円
第2項	営 業 外 費 用		34,525千円
第3項	特 別 損 失		30千円
第4項	予 備 費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,364,000千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。）。

		収	入	
第1款	資	本	的	収
	第1項	雑		入
	第2項	貸	付	金
			返	還
				金
				出
第1款	資	本	的	支
	第1項	西	部	地
	第2項	南	5	区
	第3項	総		係
	第4項	雑		支
				出

625,000千円
554,385千円
70,615千円
3,989,000千円
3,639,100千円
47,600千円
223,778千円
78,522千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
	西部	地区	埋立	整備	費	
			平成	32	年度	1,533,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	391,673千円
-------	-----------

名古屋港管理組合告示第10号

平成31年 3月 定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成30年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。
平成31年 4月 1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

平成30年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成30年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,134,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,931,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		8,446,640 ^{千円}	△ 123,408 ^{千円}	8,323,232 ^{千円}
	1 負担金	8,446,640	△ 123,408	8,323,232
2 使用料及び手数料		4,518,172	8,164	4,526,336
	1 使用料	4,518,162	8,164	4,526,326
3 国庫支出金		929,800	48,244	978,044
	1 国庫負担金	929,800	48,244	978,044
9 組合債		4,591,500	1,201,000	5,792,500

	1 組 合 債	4,591,500	1,201,000	5,792,500
歳 入	合 計	27,797,000	1,134,000	28,931,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 建 設 費		12,827,330 ^{千円}	1,134,000 ^{千円}	13,961,330 ^{千円}
	1 建 設 管 理 費	1,765,769	0	1,765,769
	2 整 備 費	11,061,561	1,134,000	12,195,561
歳 出	合 計	27,797,000	1,134,000	28,931,000

第2表 繰越明許費補正

款	項	事 業 名	補正前の額	補正後の額
5 建 設 費	2 整 備 費	大 江 ふ 頭 岸 壁 整 備 費	— ^{千円}	246,400 ^{千円}
		港湾改修(老朽化施設活用)交付金事業費	45,000	72,000
		中 川 運 河 護 岸 補 修 費	187,700	272,947
		港 内 橋 梁 補 修 費	—	77,200
		港 務 艇 補 修 費	—	207,744
		海域環境創造・自然再生等交付金事業費	—	8,000
		高 潮 対 策 交 付 金 事 業 費	271,000	568,000
		国直轄事業港湾管理者負担金	—	1,848,917

第3表 組合債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
公 共 事 業	4,119,000 ^{千円}	1,201,000 ^{千円}	5,320,000 ^{千円}	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	4,591,500	1,201,000	5,792,500			

名古屋港管理組合告示第11号

次の港湾施設は、平成31年4月1日から次のとおり変更する。

平成31年4月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし施設の種類 物揚場
変更前

名 称	位 置	延長	エプロン幅	水深	制限荷重(1平方メートルあたり)	備 考
一州町物揚場	稲永ふ頭北側隣接	メートル 385	メートル 8.5~11.5	メートル 3.5		

変更後

名 称	位 置	延長	エプロン幅	水深	制限荷重(1平方メートルあたり)	備 考
一州町物揚場	稲永ふ頭北側隣接	メートル 120	メートル 11.4	メートル 3.5		

名古屋港管理組合告示第12号

平成31年名古屋港管理組合告示第627号で使用停止した次の港湾施設は、平成31年4月1日から使用を再開する。

平成31年4月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし施設の種類 荷さばき地
用途区分及び区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	用途区分	位 置	面 積	区画
飛島ふ頭西A荷さばき地 (飛島西A)	1 ^級	木材	98号岸壁及び 99号岸壁背後	平方メートル 300	図による

(図は省略)

名古屋港管理組合告示第13号

次の港湾施設は、平成31年4月1日から廃止する。

平成31年4月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし施設の種類 上屋
用途区分及び区画を定めない上屋

名 称 (括弧内は、その略称)	使用区分	等級	位 置	建築面積	構 造
作倉1号上屋 (作倉1)	専用使用	3 ^級	名古屋市港区作倉町	平方メートル 1,574	鉄筋コンクリート造り 波型スレートかわらぶき
作倉24号上屋 (作倉24)	専用使用	3 ^級	名古屋市港区作倉町	平方メートル 1,620	鉄筋鉄骨コンクリート造り 波型スレートかわらぶき

名古屋港管理組合告示第14号

平成16年名古屋港管理組合告示第31号（制限区域の設定）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

2の表空見ふ頭地区の項中「及びS1岸壁」を「S1岸壁及びS2岸壁」に改める。

名古屋港管理組合告示第15号

新舞子ボートパーク条例（平成18年名古屋港管理組合条例第8号）第9条第2項の規定に基づき、平成31年4月1日以後の利用から適用される新舞子ボートパークの利用料金及び保証金の額を次のように承認した。

なお、利用料金等の承認（平成27年4月1日告示第15号）は、平成31年3月31日限り廃止した。

平成31年4月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

施設の区分		利用単位	利用料金	保証金
係留施設	甲区画	1月1区画	1万2百円	12万2千4百円(1区画当たり)
	乙区画	1月1区画	7千7百円	9万2千4百円(1区画当たり)
駐車場		1日1台1回	5百円	

なお、係留施設利用者の駐車場の利用料金は、新舞子ボートパーク条例（平成18年名古屋管理組合条例第8号）第9条第7項の規定に基づき免除します。

名古屋港管理組合告示第16号

次の臨港緑地は、平成31年4月1日から次のとおり変更する。

平成31年4月1日

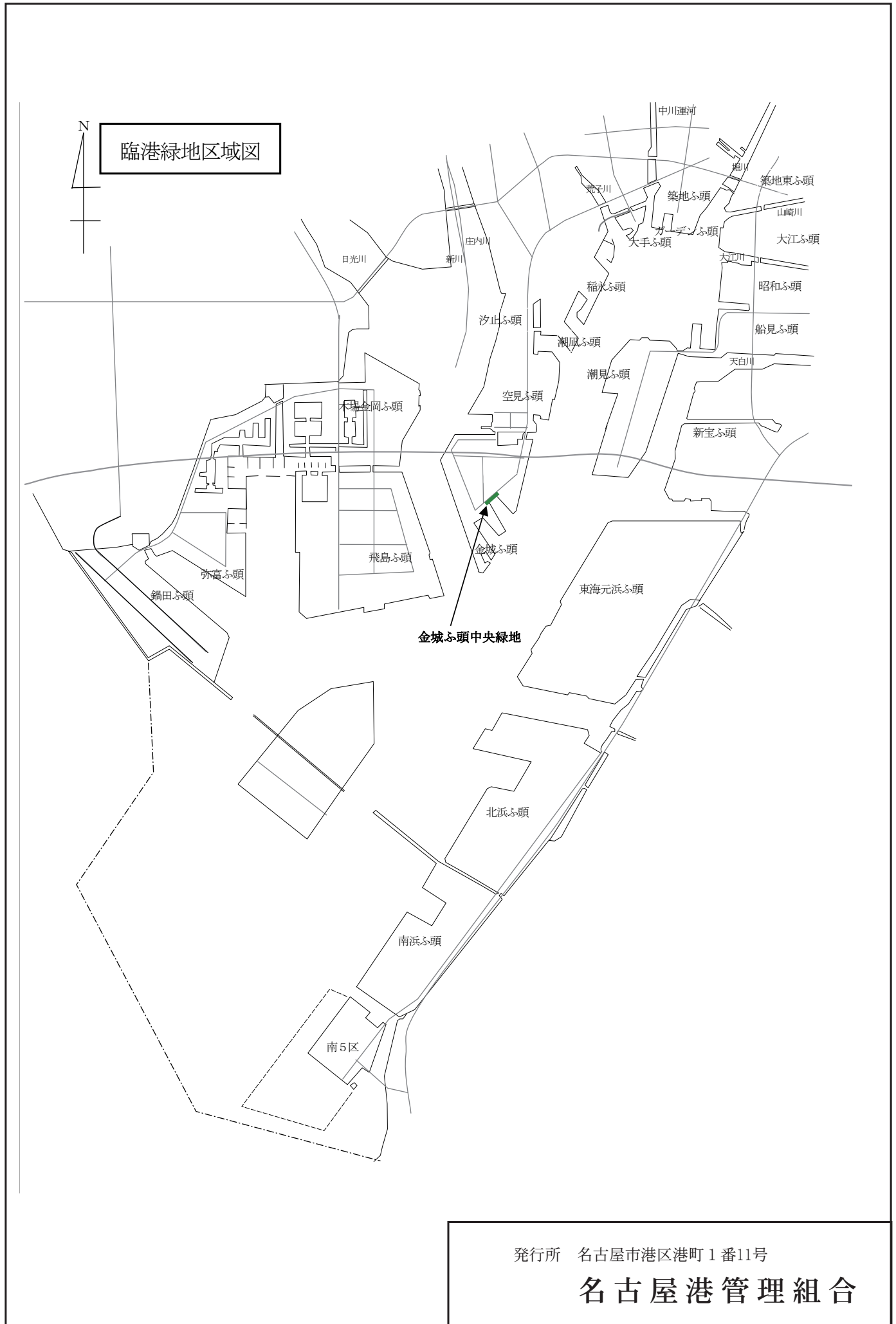
名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

変更前

名 称	位 置	区 域	施設の概要
金城ふ頭中央緑地	名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番 三丁目2番	別添図示 (略)	散策、休息施設

変更後

名 称	位 置	区 域	施設の概要
金城ふ頭中央緑地	名古屋市港区金城ふ頭三丁目2番	別添図示	散策、休息施設



発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合